

安心して医療を受けられる 制度をめざして

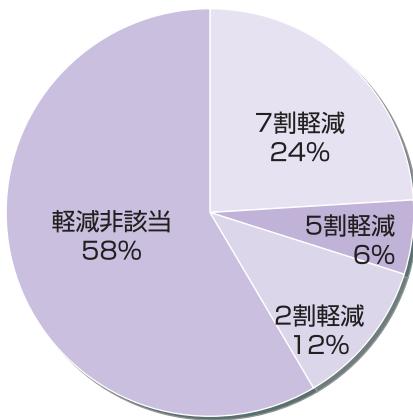
平成25年度の一人当たり保険料は97,020円

富士見町では、その年の収支推計により毎年度保険料率の改正を行っています。

平成25年度は、加入者4,200人、収納率96%、保険料の軽減措置等を考慮して保険料必要額3億9,167万円と見込み、一人当たりの保険料は97,020円(8,706円、9.86%の増)をお願いすることとなりました。

また、所得額の少ない世帯には、均等割額、平等割額を7割、5割、2割に軽減する措置がされます。

軽減措置の状況

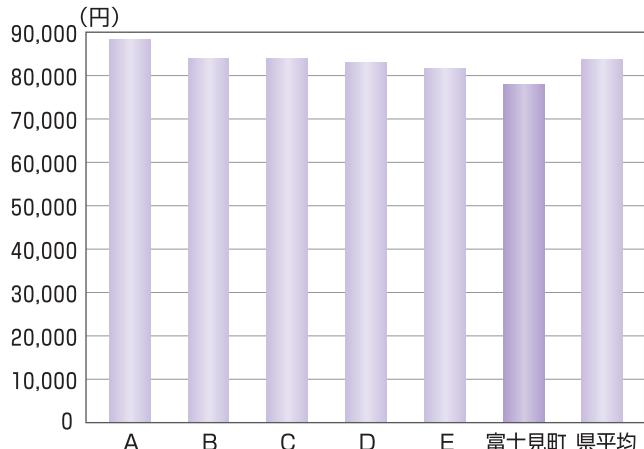


一般会計からの繰入れを実施

急激な医療費の伸び等に対する必要額をすべて保険料でまかなうことは、被保険者の急激な負担増につながります。そこで、被保険者の負担増を緩和するため、一般会計から2,000万円と財政調整基金から1,743万円の繰入れを行います。

また、平成23年度実績の富士見町の一人当たりの保険料は諏訪6市町村の中では最も低い77,788円で、一人当たりの医療費も諏訪6市町村では最も低い264,272円で、隣接する茅野市とほぼ同額でした。

H23. 諏訪6市町村の一人当たり保険料



納入通知書を7月12日に発送します

町では、平成25年度国民健康保険料の納入通知書を7月12日に発送します。

保険料は、4月から6月まで暫定賦課分を納めていただいており、確定により残りの分を7月から平成26年3月まで9期に分けて納めていただきます(年金天引きの場合は年6回で納付)。

健康増進に努め、医療費を減らし、
保険料の上昇を抑制しましょう!!

国民年金保険料免除制度があります!!

問 岡谷年金事務所 ☎23-3661 または 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請し承認されると保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」があります。

平成25年度の免除等の受付けは、7月1日から開始され、平成25年7月分から平成26年6月分までの期間を対象として審査します。申請は原則として毎年度必要です。

平成25年7月中に申請する場合には、平成24年7月分から平成25年6月分までの期間（前一年分）についても申請することができます。7月に前一年分の免除等も併せて申請される場合は、申請書を2枚提出するようお願いします。

手続きは印鑑と年金手帳をお持ちのうえ、住民福祉課国保年金係へ申請してください。申請書は、住民福祉課国保年金係または岡谷年金事務所に備え付けてあります。



8月1日から福祉医療費受給者証が更新になります

問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

【福祉医療費（医療費特別給付金）制度とは？】

医療費（一部負担金）の一部を町が給付することにより、各家庭の経済的負担を軽減するために設けられている制度です。



【更新手続き】 ○該当される方には、7月下旬に受給者証を郵送しますので手続きは不要です。

○前年度所得の確認が必要な方にはご通知しますので、役場窓口での手続きが必要となります。

【新規手続き】 ※下記の資格要件にあてはまる方で、福祉医療の申請をされていない方は、住民福祉課 社会福祉係窓口（3番）で申請してください。

【福祉医療費受給資格要件】

心身等に障害のある方	身体障害者手帳の1級、2級及び3級の方	
	療育手帳所持者（A1、A2、B1）	
	精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方	
	特別児童扶養手当1級対象児童	
	障害年金1級9、10、11号を受給されている方	
	65歳以上	身体障害者手帳4級の音声、言語機能及び下肢障害の1号、3号、4号の方 障害年金の1級、2級を受給されている方
母子・父子家庭等	18歳未満または20歳未満で高校在学中の子を養育しているひとり親およびその子、または父母のいない児童	

※乳幼児・児童・生徒に該当する方は、平成23年度より有効期限が出生・転入の日から満15歳に到達した年の3月31日までになっていますので、今回受給者証は郵送されません。

ご存知ですか！？

男女共同参画のこと

Vol.4

町では、平成25年度から第4次男女共同参画計画「すずらんIVパートナーシップふじみ」がスタートしました。そこで、このコーナーでは計画で掲げた25の施策（目標）の中から、その一部をご紹介したいと思います。

施 策 公共機関、地域、職場での固定的性別役割分担意識による、慣行や制度の見直しを啓発などにより促進します。

【現 状】 女性の社会進出が増えているなかで、男女共同参画社会の実現を阻むものの一つに、男女の性別による役割分担を固定的にとらえる考え方や慣行があります。

それが富士見町では「区役員に女性が少ない」など各方面に残っています。男女共同参画社会を実現させるためには、古い慣行や制度を見直し、改善することが必要です。

このような施策を掲げ、よりよい男女共同参画社会の形成に向けて努めています。

「すずらんIVパートナーシップふじみ」とそのダイジェスト版は、コミュニティ・プラザ内生涯学習課 男女共同参画係にあります。

問 富士見町教育委員会 生涯学習課 男女共同参画係 ☎62-7900

